

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 8 年 6 月 3 0 日
平塚市バリアフリー推進協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称	
平塚市福祉タクシー等導入促進事業計画	
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性	
福祉タクシー（ユニバーサルタクシーを含む）の導入は、車いす使用者をはじめ、高齢者、障がい者、妊婦、ベビーカー使用者等の容易な乗降を提供し、より多くの人々の移動を円滑にすることで、公共交通機関の利用環境の改善と社会参加の機会を増進することを目的とする。	
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果	
(1) 事業の目標	
国で策定した移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和 1 2 年度までに福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を約 9 万台導入する目標が示されている。この目標の達成を目指し、神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会に所属するタクシー事業者（7 社）で、ユニバーサルデザインタクシーを合計 3 5 台導入することを目標とする。	
(2) 事業の効果	
福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を導入することにより、車いす使用者を始めとした移動制約者の移動の円滑化が図られ、公共交通機関の利用増加と社会参加の機会の増進が期待できる。	
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）	
・ユニバーサルデザインタクシー：1 台（レベル準 1）【 神田交通株式会社 】 ・ユニバーサルデザインタクシー：3 台（レベル準 1）【 追分交通株式会社 】 ・ユニバーサルデザインタクシー：2 台（レベル準 1）【 江南交通株式会社 】 ・ユニバーサルデザインタクシー：5 台（レベル 1）【 富士見交通株式会社 】 ・ユニバーサルデザインタクシー：5 台（レベル 1）【 神奈中タクシー株式会社 】 ・ユニバーサルデザインタクシー：3 台（レベル 1）【 日本交通横浜株式会社 】 ・福祉タクシー（リフト付きではない）：3 台 【 神奈中タクシー株式会社 】	
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について） 身体 1 割引、知的 1 割引、精神 1 割引	
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）	
〈福祉タクシー車両に係る事業〉 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）第 1 1 条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況 平成 2 2 年 8 月 1 9 日 認定	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和 8 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者負担 割合
福祉タクシーの導入	10,053 千円	1,800 千円	0 千円	0 千円	8,253 千円
	100%	17.9%	0%	0%	77.9%
ユニバーサルデザイン タクシーの導入	53,127 千円	10,200 千円	0 千円	1,050 千円	41,788 千円
	100%	19.1%	0%	1.9%	77.9%
合 計	63,180 千円	12,000 千円	0 千円	1,050 千円	50,130 千円
	100%	18.9%	0%	1.6%	79.3%

※総事業費については見込み額を記載

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉タクシーの導入					交付決定後着手3台							● 3月31日完了
ユニバーサルデザインタクシーの導入					交付決定後着手19台							● 3月31日完了

7. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年6月30日（火） 令和8年度第1回平塚市バリアフリー推進協議会において、令和8年度事業計画（本計画）を確定。

8. 利用者等の意見の反映
7の協議会において、障がいのある当事者や関係団体が構成員となっていることから、会議内で計画案をお示しし、合意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	平塚市
交通事業者・交通施設管理者等	関東地方整備局横浜国道事務所 平塚警察署 神奈川県平塚土木事務所 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 神奈川中央交通株式会社 一般社団法人神奈川県タクシー協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	平塚市老人クラブ連合会 平塚市障がい者団体連合会 平塚市自治会連絡協議会 平塚商工会議所 平塚市商店街連合会 平塚市社会福祉協議会 神奈川県立平塚盲学校

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）平塚市浅間町9番1号

（所 属）平塚市まちづくり政策部交通政策課

（氏 名）四谷 奏子

（電 話）0463-21-9840（直通）

（e-mail）kotsu@city.hiratsuka.kanagawa.jp